

国土交通省

平成25年4月16日

国海産第14号

造船業等復興支援事業実施要領を次のとおり制定する。

国土交通大臣 太田 昭宏

造船業等復興支援事業実施要領

第1 目的

東日本大震災の被災地域においては、水産業は基幹産業でありその復興は地域の復興に重要な役割を果たすものである。

水産業の復興にあたっては、水産業にとって必要不可欠な漁業関連船舶の建造・修繕を行う造船業の復興が重要であるが、造船業は東日本大震災による地盤沈下により、震災以前の能力を回復するには至っておらず、地域の復興にも影を落とすこととなっている。

そのため、造船業等復興支援事業費補助金（以下「復興補助金」という。）は、その交付を国が行うことにより造船業等復興支援基金（以下「基金」という。）を造成し、当該造成を行った者（以下「基金設置法人」という。）が、その基金を活用して、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備に対し、その経費の一部を補助する事業（以下「被災造船業等集約化促進事業」という。）を行うことにより、被災地域における造船所の復興と経営基盤の強化の両立を図り、ひいては被災地域の復興に資することを目的とする。

第2 基金設置法人の業務内容

基金設置法人は、復興補助金により造成した基金を活用して、この第4に定める被災造船業等集約化促進事業を実施するものとする。

1. 基金の造成

基金設置法人は、造船業等復興支援事業費補助金交付要綱（平成25年4月16日国海産第13号。以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの復興補助金を受けて基金

を造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

基金設置法人は、基金の名称、基金額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表することとする。

3. 基金の管理・運用

(1) 基金設置法人は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。

- ①基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保され、かつ、高い運用益が得られる方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に国土交通大臣の了解を得るものとする。
- ②基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に国土交通大臣の了解を得るものとする。
 - ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(2) 被災造船業等集約化促進事業の支払いは、その事業により補助を受ける者（以下「補助事業者」という。）へ交付すべき第4に規定する補助金の額の確定に基づき、基金からの支払いを行うものとする。

(3) 補助事業者が、取得財産等の処分（交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）等に伴い返納を命じられた金額が基金設置法人に納付された場合の基金の管理は（1）によるものとする。

(4) 基金の運用収入及び基金の取り崩しによる収入は、被災造船業等集約化促進事業の実施及びその実施に必要な事務に要する経費並びに被災造船業等集約化促進事業の管理及び基金の管理運営に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

(5) 基金からの支払いに当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、国土交通大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとする。

4. 被災造船業等集約化促進事業による新規申請の受付を終了する時期

本事業による新規申請の受付を行う期間は、平成26年度までとする。

5. 基金管理の遂行が困難となった場合

基金設置法人は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

6. 基金管理を行う期間等

(1) 基金設置法人が基金管理を行う期間は、この第4の7による精算に係る業務が

終了するまでとする。

(2) 国土交通大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金管理について終了又は変更を命ずることができる。

①基金設置法人が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合

②基金設置法人が、基金をこの実施要領に規定する以外の用途に使用した場合

③基金設置法人が、基金の運営に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

④その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 国土交通大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合について、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、国土交通大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金管理の終了後又は基金の解散後において、補助事業者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

7. 基金の残額の扱い

基金設置法人は、6(1)に規定する基金管理を行う期間の終了時において、基金に残余额がある場合は、別に定める手続に従い、これを国庫に返還するものとする。

8. 基金の経理等

(1) 基金設置法人は、基金の経理について、他の事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

(2) 基金設置法人は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、国土交通大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

9. 基金の検査等

(1) 国土交通大臣は、基金管理及び被災造船業等集約化促進事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金設置法人に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 国土交通大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令その他の法令、

交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金設置法人に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

10. 基金設置法人に係る重要な変更の報告

基金設置法人において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理又は第3に定める措置に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、基金管理又は被災造船業等集約化促進事業の適正かつ円滑な実施に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、国土交通大臣に報告しなければならない。

11. 余剰金の返還

(1) 国土交通大臣は、9. に基づく検査又は、10. に基づく実施体制の変更等の結果、基金に余剰があると認める時は、基金設置法人に対し、余剰金の返還を求めることができる。

(2) 基金設置法人は、(1) に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。

なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途国土交通大臣と協議を行うこととする。

12. 事務費用及び業務委託について

(1) 基金設置法人の事務に要する費用（以下、「事務費用」という。）は、基金を超えない範囲で必要な最小限度の金額とし、その区分は別表1のとおりとする。

(2) 基金設置法人は、この第4により基金設置法人が行うこととされている業務（以下「交付等業務」という。）については、国土交通大臣が定める事業者（以下「事務局」という。）への委託（以下「業務委託」という。）によっても行うことができる。

第3 基金設置法人による被災造船業等集約化促進事業の適正かつ円滑な実施の確保

基金設置法人は、被災造船業等集約化促進事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に定める措置を行うものとする。

1. 被災造船業等集約化促進事業の実施状況の把握と国への報告

(1) 基金設置法人は、被災造船業等集約化促進事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するとともに、それに係る情報を適時適切に国土交通大臣に報告するものとする。

(2) 基金設置法人は、補助事業者から別表2の補助対象事業が完了した後の当該事業に係る雇用維持状況等について報告を受けるほか、国土交通大臣の求めに応じて報告しなければならない。

第4 被災造船業等集約化促進事業

基金設置法人は、基金を用いて行う補助事業者に対する補助金（以下第4及び第5において「補助金」という。）の交付等の業務を次のとおり行うものとする。

1. 事業に要する費用の金額

事務費用のうち、交付等業務に要するものは、基金を超えない範囲で必要な最小限度の金額とする。

2. 補助対象事業及び補助率等

補助金の交付について、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容、対象となる経費の区分、補助率及び上限額は別表2に定めるとおりとする。

3. 交付規程の承認に係る業務

(1) 基金設置法人は、本事業の実施に際し、補助金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(2) 交付規程は以下の事項を記載する。

- ①交付対象要件の定義及び補助率
- ②交付申請及び実績報告
- ③交付の決定及び補助金の額の確定等
- ④申請の取下げ
- ⑤計画変更の承認等
- ⑥補助金の支払
- ⑦交付決定の取消し等
- ⑧所得財産の管理等
- ⑨基金設置法人による調査
- ⑩セキュリティ対策
- ⑪補助金の返還及び納付
- ⑫その他必要な事項

4. 補助金の交付に係る業務

基金設置法人は以下の業務を行うものとし、その業務を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ①被災造船業等集約化促進事業の公募及び5.(2)の事前着手の承認
- ②被災造船業等集約化促進事業の審査及び採択（第三者委員会の設置・運営を含む。）
- ③被災造船業等集約化促進事業の交付決定に係る業務（集約化補助金交付申請の受理・交付決定通知書の発送等）
- ④被災造船業等集約化促進事業の進捗状況管理・確定検査及び支払手続に係る業務
- ⑤その他の事業管理に必要となる事項についての対応（①～④の業務に係る問い

合わせへの対応を含む。)

5. 指導監督等

- (1) 国土交通大臣は、基金設置法人による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行う。
- (2) 基金設置法人は、被災造船業等集約化促進事業の応募者からの求めに応じ、採択前の事業の着工の承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、同意を得なければならない。
- (3) 基金設置法人が被災造船業等集約化促進事業の公募に対する採択を行う場合には、第三者委員会を設置し、当該委員会による審査を行い、国土交通大臣に対して協議しなければならない。
- (4) 国土交通大臣は基金設置法人に対し、被災造船業等集約化促進事業の採択にあたって、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。
- (5) 基金設置法人は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく国土交通大臣に報告及び相談を行わなければならない。
- (6) 基金設置法人は、補助事業者による補助対象事業の進捗状況管理や補助対象事業の完了に際して現地調査を行う場合には、国土交通大臣に対して、予め現地調査の実施の方法その他の現地調査に必要な事項について相談を行わなければならない。
- (7) 国土交通大臣は、上記(6)の相談を受けた場合において、必要に応じ、担当職員を現地調査に同行させることとする。
- (8) 国土交通大臣は基金設置法人に対し、被災造船業等集約化促進事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- (9) 基金設置法人は、被災造船業等集約化促進事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに国土交通大臣に報告するものとする。

6. 交付等業務を行う期間

基金設置法人が、交付等業務を行う期間は、原則として平成28年度までに補助事業者が行う補助対象事業が終了し、その補助対象事業に係る4に掲げる業務が終了するまでとする。ただし、補助事業者に直接の責任を帰さない遅延要因により、平成28年度中に補助対象事業を完了することが困難である場合は、その補助対象事業に係る4に掲げる業務が終了するまでとする。

7. 事業終了後の精算と残金の返還

基金設置法人は、交付等業務の終了後、精算を行い、事務費用の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを基金に返還するものとする。

8. 被災造船業等集約化促進事業実施に関して基金設置法人が他者に与えた損害等に係る

費用の取扱い

基金設置法人が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、基金設置法人の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとする事ができる。

9. その他

基金設置法人は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、国土交通大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

第5 被災造船業等集約化促進事業について、事務局への委託により行う場合の取扱い

基金設置法人が、被災造船業等集約化促進事業の実施について、業務委託を行う場合の取扱いは、この第1から第4までに掲げるもののほか、以下のとおりとする。

1. 基金設置法人の業務内容

国土交通大臣は、事務局による被災造船業等集約化促進事業の遂行が困難となった場合又は委託契約に定める期限が終了した場合等であって、被災造船業等集約化促進事業を継続する必要があるときは、基金設置法人に被災造船業等集約化促進事業を継続させることができる。

2. 基金設置法人による被災造船業等集約化促進事業の適正かつ円滑な実施の確保

基金設置法人は、第3に定める措置を行うために、事務局に対して以下の指導監督を行うものとする。

- (1) 基金設置法人は、この第3の1(1)の措置を行うため、この第4の5.による事務局からの報告を受けるほか、事務局に対して必要な報告を求めるものとする。
- (2) 基金設置法人は、被災造船業等集約化促進事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、国土交通大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、事務局に対し必要な改善を指導するものとする。

3. 被災造船業等集約化促進事業

- (1) 基金設置法人は、業務委託に係る委託契約を事務局と締結するものとし、その内容について、事前に国土交通大臣の了解を得るものとする。
- (2) 業務委託を行う場合のこの第4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4の3から9まで	基金設置法人	事務局
第4(5(6)及び(7)を除く。)	国土交通大臣	国土交通大臣及び基金設置法人

- (3) 前号の規定により読み替えて適用されるこの第4の規定により、事務局がこの第4の4④の業務を行うにあたり、補助事業者へ交付すべき補助金の額が確定した場合には、事務局はその額の確定に係る報告を基金設置法人に対して行わなければならない。

附 則

この要領は、平成25年度予算成立日から適用する。

別表 1

事務費用の区分

区 分	内 容
業務費	労務費、旅費、審査委員会費、通信費等（振込手数料、郵送料、通信費、回線使用料、消耗品費）、資料保管費、システム運営費（システム開発費、維持補修費）、電子計算機借料等、事務所維持費・光熱費、一般管理費、外注費

別表 2

補助の対象及び補助率

補助対象事業	対象区分	内容	補助率	上限額
東日本大震災による地盤沈下により復興が困難となっている特定被災区域に存する中小造船事業者※（資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下のものに限る。）が、その関連事業者を交えつつ事業協同組合等を設立することにより、集約等を行い、漁業関連船舶建造・修繕施設等の整備を行う事業。 （注）この要領において、「特定被災区域」とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第2条第3項に規定するものをい	（1）施設費等	漁業関連船舶建造・修繕施設等の購入及び据え付け等に必要な経費	2 / 3 以内	80億円
	（2）調査設計費	上記施設等の据え付け等に必要な調査費及び設計に係る委託費又は外注費		
	（3）その他	補助対象事業の実施に伴い発生する施設撤去費及び移転費		

う。				
----	--	--	--	--

※以下の項目に該当する法人を除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下、「大企業」という）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下、「みなし大企業」という）。
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人